

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成25年9月19日 午後1時30分 開議

## 出席委員

委 員 長	池 田 悦 子
委 員	小 田 伊佐浩
委 員	柳 瀬 ひろみ
委 員	林 正 美
委 員	花 井 正 文

## 説明のための出席者

教育部長	近 藤 薫 子
教育部次長	柴 谷 好 輝
教育部次長兼学校教育課長	白 井 博 司
教育部次長兼中央図書館長	内 藤 嘉 和
庶務課長	山 寄 博 充
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課長	山 西 宣 好

## 教育長が指定した事務局職員

主 事 木 和 田 聡 哉

## 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 第34号議案 教職員の任用について
- 第3 第35号議案 豊川市図書館管理規則の一部改正について
- 第4 第36号議案 豊川市生涯学習会館管理規則の一部改正について
- 第5 豊川市教育委員会委員長の選挙について
- 第6 豊川市教育委員会職務代理者の指定について

(午後1時30分 開会)

「池田委員長」 定刻になりましたので、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。  
始めに日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長におい

て、柳瀬・花井 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「池田委員長」 続いて日程第2 第34号議案「教職員の任用について」を議題といたします。  
なお、本案は職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「池田委員長」 この他にありませんか。無ければ採決を行ないます。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第2、第34号議案「教職員の任用について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第3、第35号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

「内藤中央図書館長」 第35号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」ご説明します。  
豊川市一宮及び小坂井生涯学習会館の図書室を中央図書館の分館とする図書館条例の改正につきましては、8月の教育委員会定例会で可決され、現在、9月定例市議会においてご審議いただいているところです。このことに伴い、豊川市図書館管理規則の第2条の利用時間と第3条の休日等を定めた箇所を改正するものでございます。

第2条の利用時間でございますが、現在、音羽及び御津の図書館につきましては、午前9時から午後5時までとなっておりますが、一宮及び小坂井の図書館につきましては、従来通り午前10時から午後6時までとするため、第2条第1項第3項にその利用時間を新たに定めるものでございます。

続きまして第3条の休館日等ですが、一宮及び小坂井の図書館につきましては、祝日に開館してもその代替としての休館日を設けませんので、その旨規則の改正を行うものです。

また、第3条第3号の年末年始の休館日について、従来から御津図書館のみが12月28日を休館日としておりましたが、中央図書館及び他の分館と統一し、御津図書館につきましても12月29日から1月4日までを年末年始の休館日にするよう改正するものです。

なお、この規則改正は、豊川市中央図書館条例の一部改正が市議会でも審議中のため、議会での

可決後、条例と併せて平成25年10月1日より施行する予定でございます。

「池田委員長」 只今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 先程、音羽や御津図書館との開館時間が違うとの説明がありましたが、何か理由があって違うのでしょうか。

「内藤中央図書館長」 これは、合併時に各施設の開館時間について協議検討した結果でございます。

「林委員」 では、市民の皆さんから利用時間を統一して欲しいなどの要望はございませんか。

「内藤中央図書館長」 特に苦情はございません。今後はなるべく合わせる方向で考えておりますが、一日の開館時間が8時間ですので、これを延長することなく検討してまいりたいと思います。

「池田委員長」 この他にありませんか。無ければ採決を行ないます。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第3、第35号議案「豊川市図書館管理規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第4、第36号議案「豊川市生涯学習会館管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 「豊川市生涯学習会館管理規則の一部改正」ですが、先程の豊川市図書館管理規則の一部改正にもありましたように、先月の教育委員会定例会に上程いたしました「豊川市生涯学習会館条例の一部改正について」の施行に伴いまして、規則改正の必要がありますので上程させていただきました。

今回の改正は、先程の図書館管理規則改正の説明でもありましたように、一宮及び小坂井生涯学習会館の図書室を図書館条例に基づく図書館に位置づけることにともない、生涯学習会館の図書室の利用について定めた「豊川市生涯学習会館管理規則」第12条から第18条までを削除し、併せて図書の利用カード申込書等の書式について定めたものについても削除するものです。

また、それ以外に平成22年11月常用漢字の改定があり、市の条例規則に用いられる「毀損」の「毀」の文字が新たに常用漢字に追加されておりますので、今回の改正に合わせて「き損」を「毀損」に改めるものでございます。

なお、この規則改正は、豊川市生涯学習会館条例の一部改正が市議会で審議中のため、議会での可決後、条例と併せて平成25年10月1日より施行する予定でございます。以上で説明を終わります。

「林委員」 入館の制限について質問ですが、私はよく名古屋の鶴舞公園内の図書館を利用しますが、夏場ですと明らかにホームレスと思われる方が何人か椅子に座って涼んでいます。

特に大声を出したりするわけではなく、席を独占している状況にあるんですが、もし、豊川市でこういう方が来たら豊川市ではどのような対応をするのでしょうか。

「前田生涯学習課長」 生涯学習課で所管する公民館や生涯学習会館の現状ですが、共有のロビー

を含めての利用上では程度にもよるとは思いますが、施設管理上困るような状況は今のところは無いと認識しております。

「内藤中央図書館長」 図書館ではこの夏で言うと3～4人、そのような方がおまして、騒いだりすることはないのですが、ただ臭いがするというのと、椅子が汚れるのではないかとということ意見を意見箱に入れた方がおりました。これまでも退館命令をしたことはないようですが、こういった方々が入館されていることは事実でございます。

「林委員」 入館制限の対象にはならないにしても、注意はするというのでしょうか。

「内藤中央図書館長」 本や新聞を読んだりしていますので、なかなか注意することもできないのが現状です。また臭いといっても大声を出したり、他の利用者に直接迷惑をかけていると判断できにくいこともあり、難しいといえます。

「池田委員長」 この他にありませんか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、日程第4、第36号議案「豊川市生涯学習会館管理規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第5、「豊川市教育委員会委員長の選挙について」を議題といたします。それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

「近藤部長」 教育委員の任期満了の件について、ご説明させていただきます。前回の8月19日の教育委員会定例会におきましては、まだ正式に報告させていただける状況ではございませんでしたので、本日、この件につきましてお話しさせていただきます。

池田委員におかれましては、この10月5日をもって任期満了となり、平成15年9月に教育委員に就任されて以降、実に10年の長きに亘り、務められてまいりました。本当にお疲れ様でした。

その後任として新たに菅沼由貴子さんという方をお願いするものであります。

では、簡単に、菅沼さんの経歴を紹介させていただきます。

菅沼さんにつきましては、平成12年度に八南小学校のPTA婦人部長を務められたあと、平成13年12月から現在に至るまで、豊川市民生委員・児童委員を務めていらっしゃいます。

この間、平成22年4月から平成24年3月まで豊川市更生保護女性会副会長の職に就かれるなど、行政全般にご協力をいただいております。

去る8月28日の豊川市議会9月定例会におきまして、この件について同意をいただいております。10月7日に市長から辞令交付の予定となっております。菅沼氏の任期は、平成25年10月6日から平成29年10月5日までの4年間となりますので、よろしく申し上げます。

「池田委員長」 それでは、改めまして「委員長の選挙」について進めてまいります。事務局から説明をお願いします。

「山崎庶務課長」 本件は、委員長の任期が9月30日をもって満了となりますので地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、次期委員長の選挙をお願いするものです。任期は平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間となります。

なお、選挙の方法ですが、豊川市教育委員会会議規則第2条の規定によりますと、投票または指名推薦によることとされていますので、よろしく願いいたします。

「池田委員長」 ただいま事務局から説明がありましたが、委員長選挙の方法についてはいかがいたしましょうか。

(指名推薦の声あり)

「池田委員長」 ただいま指名推薦とのご発言がありましたが、委員長選挙の方法は指名推薦でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 ご異議がないようですので指名推薦といたします。それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

「林委員」 小田委員が適任ではないかと思えます。

「池田委員長」 ただいま小田委員のご推薦がございましたが、他にございませんか。なければ、小田委員を次期委員長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、次期委員長を小田委員に決定します。それでは、小田委員から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

「小田委員」 来月より重責を再び務めさせていただくことになりました。先程、部長さんの話にもありましたが、池田さんには10年という長い間、本当にご苦労さまでした。委員長の職については、1度務めさせていただいて2度目となりますが、まだ、市制施行70周年の後半まだまだ事業が多く残っていますし、このような時代で多くの課題が本市に限らず抱えているような教育事情の中で、微力ながらみなさんと力を合わせて頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

「池田委員長」 ありがとうございます。次に日程第6、「豊川市教育委員会委員長の職務代理者の指定について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山崎庶務課長」 本件につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、委員長の任期に合わせて職務代理者を指定するもので、任期は平成25年10月1日から1年間となります。なお、指定の方法ですが、豊川市教育委員会会議規則第3条の規定によりますと、委員長選挙を準用し、投票または指名推薦することとされていますので、よろしく願いいたします。

「池田委員長」 ただいま事務局から説明がありましたが、委員長職務代理者の指定の方法についてはいかがいたしましょうか。

(指名推薦の声あり)

「池田委員長」 ただいま指名推薦とのご発言がありましたが、委員長職務代理者の指定の方法は指名推薦でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 ご異議がないようですので、指名推薦といたします。それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

「柳瀬委員」 林委員が適任と思います。

「池田委員長」 ただいま林委員のご推薦がございましたが、他にございませんか。なければ、林委員を次期委員長職務代理者とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、林委員を次期委員長職務代理者に決定いたします。

本日の会議に付議されました案件は以上ですが、私から一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私は、教育委員の前の県の女性教育指導員時代を含めると実に15年間公の仕事に携わってまいりました。振り返りますと微力ではありましたが、皆様のご協力を得ながらよくやってこられたと思っております。本当にありがとうございました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後2時30分 閉会)